

議案第16号

道路の修補等に伴う損害の賠償に係る和解について

次のとおり鳥取都市計画道路3・4・8号宮下十六本松線の修補等に伴う損害の賠償に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 和解の相手方

鳥取市 企業

2 和解の要旨

平成13年度3・4・8号宮下十六本松線緊急地方道路整備工事（以下「道路整備工事」という。）「橋梁詳細設計業務」に係る委託成果物（以下「成果物」という。）の瑕疵により、当該道路整備工事に関して生じた損害について、和解の相手方は損害賠償金704,550円を県に支払うものとする。

3 事件の概要

和解の相手方が納入した成果物のうち鉄筋の設計に不備があり、それに基づき施工した道路整備工事において鉄筋が過大に配置されていること、及び道路整備工事の支障となっていることが判明した。

このことについては、和解の相手方には設計図面の作成及び照査において注意義務を怠った過失が認められるため、県は和解の相手方に対し過大となった鉄筋工事及び修補工

事に要する費用を負担させることにより、本件損害の賠償について和解の相手方と和解しようとするものである。